

2012年3月21日

国際会計基準審議会 御中

一般社団法人全国銀行協会

公開草案「経過措置ガイダンス（IFRS 第10号の修正案）」に対する意見について

全国銀行協会は、日本国内で活動する銀行および銀行持株会社を会員とする組織であり、日本の銀行界を代表する団体である。

今般、当協会として、貴審議会が公表した公開草案「経過措置ガイダンス（IFRS 第10号の修正案）」に対する意見を以下のとおり取りまとめたので、ご高配を賜りたい。本件の検討に当たり、我々は以下の意見がさらなる検討の助けとなることを期待する。

質問1

当審議会は、IFRS 第10号における「適用開始日」の明確化を提案している。IFRS 第10号についての適用開始日は、「IFRS 第10号が最初に適用される事業年度の期首」となる。また当審議会は、C4項及びC5項に編集上の修正を加えて、適用開始日に達した連結の結論がIAS 第27号/SIC 第12号とIFRS 第10号とで異なる場合に、投資者が比較期間をどのように遡及的に修正しなければならないのかを明確にすることも提案している。

提案している修正に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。同意しない場合、どのような代替案を提案するか。

質問2

当審議会は、IFRS 第10号のC3項を修正して、適用開始日に達した連結の結論がIAS 第27号/SIC 第12号とIFRS 第10号と同じである場合には、企業への関与に関する従前の会計処理に修正を加える必要はないことを明確にすることを提案している。その結果、当審議会は、投資先に対する投資者の持分が比較期間中に処分され、適用開始日においてIAS 第27号/SIC 第12号でもIFRS 第10号でも連結が生じない場合について、IFRS 第10号の遡及適用の免除を適用することを確認している。

提案している修正に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。同意しない場合、どのような代替案を提案するか。

(回答骨子)

同意する。しかし、当EDの適用は継続適用企業のみと理解しているが、初度適用企業についても同様の規定を望む。

(理由)

投資先に対する持分の一部を比較期間中に処分したことによって、結果として適用開始日に達した連結（非連結）の結論が変わらない場合、遡及コストが利用者の増分利益を上回ることを懸念し、遡及免除を規定している（当 ED、BC5 項）。

当該懸念は、初度適用企業も継続的に IFRS を適用している企業（以後「継続適用企業」）と同様と想定されるが、IFRS 第 1 号では遡及適用免除処理は検討されていない。

現在の IFRS 第 1 号には比較期間に関する遡及適用免除規定はない。このため、IFRS 第 10 号を遡及適用して、過去の売却等を加味すると IFRS 第 10 号では連結になる場合には、IFRS 第 10 号における支配獲得時まで持分の変動すべてを遡って連結会計処理することとなる。この点、数千という多くの投資先を保有している企業にとっては持分変動などの事象発生の都度、連結判定を行なうことは非常に負荷が高い。

以上から初度適用企業における比較期間に対して、当 ED と同趣旨の簡便的な取扱いを求める。

以 上